

2012年7月12日

柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求訴訟
第1回口頭弁論代理人意見陳述

－柏崎刈羽原発の再稼働を許さない－

新潟地方裁判所 御中

原告代理人 海渡 雄一

1 はじめに

脱原発弁護団全国連絡会の代表として意見を述べる。脱原発弁護団全国連絡会は日本全国のすべての原発を対象に訴訟を提起し、提起しようとしている弁護団の連絡組織である。多くの訴訟が既に提起されているが、この訴訟は、福島原発事故を引き起こした当事者である東京電力を被告としているという点で、特筆すべき訴訟である。

2 今福島で起きている人権の侵害と向き合うこと

今福島で起きている原発事故災害はかつてない深刻な災害である。今日、この場で意見陳述をされた大熊町からの避難者で機関困難とされる佐藤定利さん、いわき市からの自主避難者である緑川敦子さんの意見陳述でその深刻さは明らかだ。一言で言えば原発事故被害とは故郷の喪失であり、地域社会総体の破壊である。そして人々の生活から笑顔が失われたということなのである。このような事態は憲法に定められた幸福追求権（第13条）や生存権（第25条）、財産権（第29条）を始めとする人権保障規定が侵害されている状態であると言わなければならない。

私は今年の5月まで日弁連事務総長の仕事をしてきた。その職務の中で、多くの被害者の方々、被害自治体の方々の声を聞く機会があった。ほとんどの福島県民は「原発は安全だと思っていたがそうではなかった。」「奪われた自然環境の豊かな故郷を取り戻して下さい。」「自分たちのような被害者を二度と出さないように、原発を止めてください。」と叫んでいる。

いま数千人単位の弁護士たちが、深く傷つけられている原発事故被害者に寄り添い、損害賠償や健康な生活環境の回復などに全力で取り組んでいる。しかし、法律家は被害の回復だけでなく、福島原発事故を最後の原発事故とするために働かなければならないのではないか。このことが、いま生きている我々の次の世代に対する責任である。

3 十分な耐震設計がされていなかった

7月5日に公表された国会事故調報告書は、この裁判にとっても決定的と言っても良い重要性を持っている。報告書の結論は次の点であろう。報告書は東北地方太平洋沖地震が発生した段階で、福島第一原子力発電所が地震にも津波にも耐えられない状態であったこと、またシビアアクシデント（過酷事故）にも対応できない状態であったとする。そして、その理由として東京電力株式会社あるいは規制当局がリスクを認識しながらも対応をとつ

ていなかったことが事故の根源的な原因であり、これらの点が適正であったならば今回の事故は防げたはずであるとしている。そして、福島第一原発は、大津波に耐えられないばかりでなく、強大で長時間の地震動にも耐えられるとは保証できない状態だったとしている。

そして、結論として、東京電力については、「規制された以上の安全対策を行わず、常により高い安全を目指す姿勢に欠け、また、緊急時に、発電所の事故対応の支援ができない現場軽視の東京電力経営陣の姿勢は、原子力を扱う事業者としての資格があるのか」との疑問を呈し、規制機関に対しては、「委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。」とし、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である。」と断定した。

4 地震そのものが事故原因である可能性がある

これから必要とされる安全対策の範囲を考える際に事故の原因が、津波だけなのか、地震が原因となっている可能性があるのかが大きな前提問題となっている。

この点に関する報告書の基本的な考えは、事故の推移と直接関係する重要な機器・配管類のほとんどが、この先何年も実際に立ち入ってつぶさに調査、検証することのできない原子炉格納容器内部にあることから、原因の特定が困難であるとしている。これに対して東電は、事故の主因を津波とし、「確認できた範囲において」安全上重要な機器で地震により損傷を受けたものはほとんど認められないと中間報告書に明記し、政府報告書も同趣旨のものとなっている。国会事故調は、地震そのもので原子炉が損傷した可能性として6つの根拠を挙げている。

第1に基準地震動に対するバックチェックと耐震補強がほとんど未了であった事実からも、地震動は安全上重要な設備を損傷させるだけの力を持っていたと判断している。

第2に原子力安全基盤機構（JNES）の、配管の微小な貫通亀裂から冷却材が噴出する小規模の LOCA（冷却材喪失事故）の場合、原子炉の水位、圧力の変化は、亀裂がない場合とほとんど変わらないが、10時間ほど放置すると数十 t の冷却材が喪失し、炉心損傷や炉心溶融に至る可能性があるとする報告を根拠としている。

第3に事故の進展を決定的に悪化させた非常用交流電源の喪失についても、津波到達以前である可能性があり、少なくとも1号機A系の非常用交流電源喪失は、津波によるものではない可能性があると指摘している。

第4に地震発生当時、1号機原子炉建屋4階で作業していた東電の協力企業社員数人が、地震直後に同階で起きた出水を目撃したことを国会事故調に対して証言している。この4階には非常用復水器 IC の大型タンク2基が設置され、IC配管等が取り回されている箇所であり、これらの配管からの漏洩が疑われる。国会事故調は、現場への立ち入り調査を東京電力に求め、拒否された経緯を明らかにし、正確な出水元は不明であるとしているが、使用済み燃料貯蔵プールの地震時のスロッシングによる溢水でなく、配管の破断である可

能性を強く示唆している。

第5に1号機のIC(A、B2系統)の停止について、国会事故調はICの手動停止に関わった複数の運転員から、原子炉圧力の降下が速いのでIC系配管や他の配管から冷却材が漏れていないかどうかを確認するためICを止めた、との説明を得たとし、運転員の説明は合理的で判断は適切であるのに対して、東電の説明は合理性を欠いているとした。この点は、従来の政府報告書や東京電力の報告とも異なる結論となっているが、配管の破断の可能性を示唆する知見といえる。

第6に1号機の逃がし安全弁(SR弁)に関しては、2、3号機には存在するのに、事故時、必要なときにそれが実際に作動したことを裏づける弁開閉記録が存在しないことも根拠の一つとして指摘している。

5 司法は中越沖地震の教訓を活かせなかったことを真摯に反省せよ

次に、福島第1原発事故を引き起こした要因の一つとして司法の消極的な姿勢があることを指摘したい。

東京電力の柏崎刈羽原発1号機について1979年に原子炉設置許可処分取消を求める行政訴訟が新潟地裁に提訴された。2005年11月22日に控訴審の判決がなされ、上告後、2007年7月16日に中越沖地震が発生し、原発の機器が3000箇所も破壊された。また、安全審査資料隠しの発覚などの新たな事態が発生した。これらの事態を受けて住民側は最高裁での口頭弁論の開催を求めたが、2009年4月23日に最高裁の決定が出されて訴訟は原告敗訴で終了した。

最高裁判決は上告に理由はないとしつつ、判決末尾で、「なお、原審の口頭弁論終了後の平成19年7月16日、本件原子炉の近傍海域の地下を震源とする新潟県中越沖地震が発生したところ、この点は、法律審としての当審の性格、本件事案の内容、本件訴訟の経緯等にかんがみ、上記の判断を左右するものではない。」とした。

この裁判の対象となっている柏崎刈羽原発1号機的安全審査では、中越沖地震の震源断層となったと見られる海域の活断層は見落とされて全く検討されなかった。耐震設計は最大想定地震による揺れが450ガルであることが前提となっている。

ところが、中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機にはこの450ガルを遥かに超える約1700ガルの揺れが現実には生じ、耐震バックチェックでは想定すべき地震動 S_s は2000ガルを超えるとされたのである。

安全審査で想定した最大想定地震を越える揺れを生じるような活断層の見落としや、最大想定地震による揺れの想定が現実には生じる地震によるものの数分の1以下という間違いは、伊方最高裁判決の示した「看過しがたい過誤・欠落」にあたる。地震の発生が最高裁に係属した後であったとしても、事件を高裁に差し戻した上で、事実審理を継続する途は残されていたはずだ。最高裁が、せめてこの事件を高裁に差し戻していれば、国会事故調報告書でも厳しく批判されている問題先送りに流された耐震バックチェック作業を緊張感のあるものに変え、ひいては福島原発事故を未然に防ぐことができたのではないだろうか。

同じ最高裁が、私が代理人を務めたもんじゅ訴訟では2005年5月30日の最高裁判決で、法律審としての役割を大きく踏み越え、原告を勝訴させた名古屋高裁金沢支部判決における事実認定を大幅に書き換えてしまっている。過去の安全審査の欠陥が明白になった

柏崎原発訴訟の上告審においては「法律審としての当審の性格」に逃げ込み、判断を回避した態度は、このようなもんじゅ訴訟における最高裁の態度と相矛盾している。最高裁は原子力訴訟においては常に国の判断に追随するご都合主義に陥っているという批判を免れない。

6 正確な事故原因と指針の見直しと再審査が不可欠

今回の福島原発事故を踏まえて、政府は、原子力規制委員会設置法を成立させた。この中で、既設炉にあらたな審査基準を適用していくバックフィット制度が導入された。今回公表された国会事故調の報告を踏まえて、新たな耐震設計審査指針、安全評価指針を策定する作業を始めなければならない。

ここで、大飯原発3，4号機の再稼働について考えたい。ストレステストは玄海原発の運転再開を止めるため、ヨーロッパで行われていた考え方を菅首相が持ち込んだものである。しかし野田首相は、第一次ストレステストに基づいて、政治家である閣僚が事故原因は津波による電源喪失だけであるという前提で、弥縫的な津波、電源対策だけを内容とする暫定基準を設定し、政治判断によって、2012年6月大飯原発3，4号機の運転再開を強行した。

しかし、素人の政治家には安全確認は無理である。今後のあるべき手続は、国会事故調の調査を踏まえ、新たに設置される規制庁において地震を含む事故原因に即した新たな安全審査基準を策定し、この基準に照らして安全性が確実に確保できるかどうかを真に独立した専門家のもとで判断することが最低限必要である。裁判所は、このようなプロセスが確実に実行されているか、その過程に過誤や欠落がないかを厳しく監視していただきたい。

7 学ぶべきドイツの倫理委員会の判断

2011年5月メルケル首相の脱原発政策の根拠とされた「ドイツ倫理委員会報告書」の第4章では、これまで原子力を巡って二つの立場、すなわち絶対的な撤廃論と、比較衡量論があったとしている。しかし、福島原発事故によって、電力をつくるために、ほかの手段があり、かつ原発事故のリスクがこれほど大きいことが明らかになった。したがって、二つの立場は原発を停止するべきだという点では委員の全員が一致したとしているのである。我々は、ここ日本でも、ドイツでは可能であった、このような理性的、倫理的な判断を行政機関にも迫っていくと同時に、裁判所にもこのような当たり前の認識に立った判断を求めたい。

8 今こそ、司法が前に乗り出すべきである。

原発訴訟の歴史はもんじゅの高裁判決（2003年1月27日名古屋高裁金沢支部）と志賀の地裁判決（2006年3月24日金沢地裁）を除いて敗訴続きだった。しかし、これまでの原発訴訟の判決の考え方には本件訴訟を含め、今後の訴訟に使えるものがいくつもある。

1992年の伊方原発訴訟の判決は最初の最高裁判決であり、国の裁量を広く認めたとして批判された。しかし、判決内容には見るべき点もある。安全審査の目的は「災害が万

が一にも起こらないようにするため」に安全審査を行うことが確認されている。また、「現在の科学技術水準に照らして」安全審査の過程に見逃すことができない過誤や欠落がある場合には許可は違法となるとしている。地震学や地震関連分野の科学的進歩はすさまじいものである。数年で科学的な知見の内容が大きく変わる。また安全性の立証責任は国に転嫁され、被告側で立証を尽くさなければならないとしている。

裁判所は、多くの原発訴訟を提起されながら、福島原発事故を未然に防ぐことにつながる判断を導くことができなかつたことを自らの司法の独立に関わる深刻な問題として真摯に反省しなければならない。原告らは裁判所に対し、市民の生命と安全を守るという司法の使命を自覚し、柏崎原発の安全性の検討に真正面から取り組む、積極的な訴訟運営を期待し、本訴提起にあたっての意見としたい。